

ハイライト:

- ・耐用年数の改正にご注意を
- ・厚生年金保険料率がアップします
- ・情報基盤強化税制を活用しましょう

たっくすニュースフラッシュ

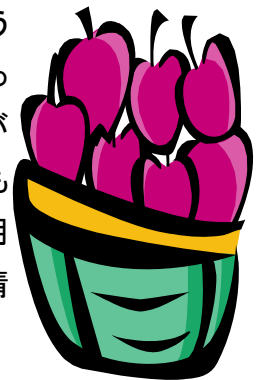
税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
耐用年数の見直しに関するQ&A	1
厚生年金保険料の変更	2
情報基盤強化税制について	2

今年の夏は、ゲリラ豪雨という単語で表現されるような、局所的かつ集中的な豪雨にみまわれる方も多かったのではないのでしょうか。まだまだ残暑が厳しい日々が続いています。夏ばてに気をつけながら、過ごしたいものですね。第35号では、税制改正のあった法定耐用年数の見直しへの対応、厚生年金保険料の変更、情報基盤強化税制について取り上げました。



内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

耐用年数の見直しに関するQ&A

平成20年度税制改正において減価償却資産の耐用年数等に関する省令が改正され、機械装置を中心に実態に即した使用年数をもとに資産区分が整理されると共に、法定耐用年数の見直しも行われました。主な改正内容は以下の通りです。

- ・機械及び装置の区分について390区分から55区分に改正
- ・生物の耐用年数表の追加、見直し 等

Q 改正後の耐用年数はいつからの適用ですか

A 改正後の耐用年数は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について、適用されます。

Q 以下の事例で具体的な計算方法を教えてください。

木製品製造業用設備(耐用年数が10年→8年に短縮されました)

取得年月日	平成12年4月1日	平成21年3月期の 期首帳簿価額	1,579,663円
取得価額	10,000,000円	償却方法	定率法
償却率	0.206(10年)	償却率	0.25(8年)

A 平成20年4月1日以後開始事業年度から、既存の資産も含め改正後の耐用年数に応じた償却計算を行うことになるため、改正前の耐用年数10年の償却率0.206ではなく、改正後の8年の償却率0.25を期首帳簿価額に乗じて、償却限度額を算出することになります。なお、平成19年3月31日までに取得している機械装置のため、旧定率法による償却率となりますので、ご注意ください。

1, 579, 663円 × 0.25 = 394,915円 (改正前よりも69,505円償却費が増えます (^o^))

Q 平成19年4月に取得した中古資産の耐用年数を簡便法で行っていますが、今回の改正でこの資産の法定耐用年数が短縮されています。当期からどのように償却計算していけばよいですか。

旧法定耐用年数 10年、新法定耐用年数 4年、取得時の経過年数 2年、簡便法による中古資産の耐用年数 (10年-2年)+(2年×20%)=8.4年 → 8年(1年未満切り捨てのため)

A 中古資産の耐用年数

①法定耐用年数の全部経過の場合： 法定耐用年数 × 20%

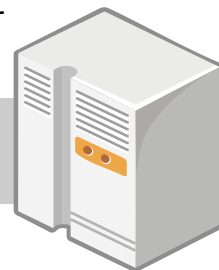
②法定耐用年数の一部経過の場合： (法定耐用年数-取得時経過年数) + 経過年数 × 20%

新耐用年数をもとに、中古資産の耐用年数を計算し直し、当期から再計算の結果による耐用年数に従って償却計算を行います。

従って、(4年-2年)+2年×0.2=2.4年 → 2年の耐用年数による償却率で当期より償却計算を行います。

厚生年金保険料の変更 (T_T)

平成20年9月分から厚生年金保険料の料率が改定されます。平成16年の法律改正により、平成29年9月まで毎年改定されることになっています。今回は一般被保険者の方が現行14.996%→15.35%へと上がります。平成20年10月支給の給料から控除する保険料より変更が必要になりますので、ご注意ください。



ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

情報基盤強化税制について (^o^)

経済産業省から、情報基盤強化税制についてのパンフレットとQAが公表されました。資本金1億円以下の法人の場合、取得価額要件が200万円→70万円と、改正により、使い勝手がよくなっています。

対象者：青色申告書を提出する法人又は個人

取得価額要件：単品のみではなく、一事業年度における複数の対象設備の取得価額合計で判断します。ただし、中古資産は対象になりません。

資本金	10億円超	1億円超～10億円以下	1億円以下
取得価額の下限	1億円	3,000万円	70万円

対象設備：基本システム、データベース管理ソフトウェア、提携ソフトウェア、ファイアウォール(前3つと同時に取得されるもの)

税制特例内容：基準取得価額(取得価額の70%)に対する税額控除10%(法人税額の20%上限)又は特別控除50%を選択適用。税額控除については1年に限り繰り越しOKです。

適用期間：平成18年4月1日～平成22年3月31日に取得した対象設備等。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp